

国立研究開発法人理化学研究所の中長期目標 新旧対照表

(主務府省： 文部科学省)

中 長 期 目 標 (第3期、変更後)	中 長 期 目 標 (第3期、変更前)
<p>【序文】 (略)</p> <p>【前文】 (略)</p> <p>I～IV. (略)</p> <p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 人事に関する事項 優秀な人材の確保、職員の能力向上、適切な評価・処遇による職員の職務に対するインセンティブ向上等に努める。 また、活気ある開かれた研究環境を整備するため、任期付研究者等の積極的な活用や、<u>クロスアポイントメント制度の導入等を推進する。</u></p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>【別紙1】 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進 (1)～(7) (略)</p>	<p>【序文】 (略)</p> <p>【前文】 (略)</p> <p>I～IV. (略)</p> <p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 人事に関する事項 優秀な人材の確保、職員の能力向上、適切な評価・処遇による職員の職務に対するインセンティブ向上等に努める。 また、活気ある開かれた研究環境を整備するため、任期付研究者等の積極的な活用を図る。</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>【別紙1】 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進 (1)～(7) (略)</p>

中 長 期 目 標 (第3期、変更後)	中 長 期 目 標 (第3期、変更前)
<p><u>(8) 情報科学技術研究</u></p> <p><u>近年、ICT(Information and Communication Technology)の発展に伴うネットワーク化やサイバー空間利用が飛躍的に拡大しており、莫大なデータから新たな知識が創出され、様々な形でイノベーションが生み出される状況を迎えている。IoT(Internet of Things)の利活用が進む中、我が国が世界に先駆けて超スマート社会を形成し、ビッグデータ等から付加価値を生み出していくことが求められている。</u></p> <p><u>このため、特に、IoTやビッグデータ解析、高度なコミュニケーションを支える革新的な人工知能技術の中核とした研究や実証・実用化のための次世代基盤技術に関する研究開発を行うことが必要不可欠である。</u></p> <p><u>こうした総合科学技術・イノベーション会議や、日本経済再生本部からの答申を受けた政府の閣議決定等を踏まえ、自然科学全般にわたる総合的な研究機関である特色を生かし、革新的な人工知能等の研究拠点を新設する。</u></p> <p><u>また、グローバルな連携と競争を進めるという観点から、我が国の大学・研究機関の総力を結集するとともに、海外の大学・研究機関や産業界とも積極的に連携の上、研究開発を推進する。</u></p> <p><u>具体的には、今後、人間の知的活動の原理に学んだ革新的な人工知能の基盤技術を開発し、人工知能とビッグデータにより複数分野においてサイエンスを飛躍的に発展させ、具体的な社会・経済価値を創造する多数の応用領域の社会実装に貢献するとともに、人工知能等が浸透する社会での倫理的・社会的課題等への対応や、データサイエンティスト等の育成を行う。</u></p> <p><u>このため、本中期目標期間においては、革新的な人工知能技術の研</u></p>	<p>(新設)</p>

中 長 期 目 標 (第3期、変更後)	中 長 期 目 標 (第3期、変更前)
<p><u>究開発への手がかりの獲得や、具体的な社会実装に寄与するような成果を創出するとともに、超スマート社会の実現に向けた人工知能と社会との関係性における課題の抽出、及びデータサイエンティスト等の育成のための取組を推進する。</u></p>	

(様式 2)

独立行政法人日本スポーツ振興センターの中期目標等 新旧対照表

(主務府省：文部科学省)

中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更後＞	中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更前＞
<p>＜序文＞ (略)</p> <p>＜前文＞ (略)</p> <p>(1) <u>国立霞ヶ丘競技場（ラグビー場）、国立代々木競技場、我が国の国際競技力向上のための研究・支援を行うハイパフォーマンスセンター（以下「HPC」という。）である国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）及びナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）並びに登山指導者の養成を行う国立登山研修所を管理・運営するとともに、スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票制度の収益による助成等を行うこと、スポーツに関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うことによって、我が国のスポーツの振興を図ること。</u></p> <p><u>新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議）（以下、「新国立競技場の整備計画」という。）」等に基づき、整備プロセスの透明化を図るとともに、国民の理解を得ながら、その完成が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「大会」という。）に確実に間に合うように着実に推進すること。また、「新国立競技場の整備に係る財政負担について（平成27年12</u></p>	<p>＜序文＞ (略)</p> <p>＜前文＞ (略)</p> <p>(1) ナショナルスタジアムである国立競技場、我が国の国際競技力向上のための研究・支援を行う国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）及びナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）並びに登山指導者の養成を行う国立登山研修所を管理・運営するとともに、スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票制度の収益による助成等を行うこと、スポーツに関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うことによって、我が国のスポーツの振興を図ること。</p> <p>(追加)</p>

<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更後＞</p>	<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更前＞</p>
<p><u>月 22 日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議</u>（以下、「<u>新国立競技場整備に係る財政負担について</u>」という。）に基づき、必要な財源を確保すること。</p> <p><u>その際、「新国立競技場整備計画経緯検証委員会の検証報告書（平成 27 年 9 月 24 日新国立競技場整備計画経緯検証委員会）</u>（以下、「<u>検証委員会報告</u>」という。）を踏まえ、適切な権限と責任を有するプロジェクト・マネージャーが事業全体を統括することや、専門知識を持った広報担当が適時適切に情報の開示を行うなど、必要な体制を整備すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>I 中期目標の期間 (略)</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 スポーツ施設の運営・提供 設置するスポーツ施設を、利用する競技者や観客等に快適かつ安全に提供することは、スポーツの振興を図っていくうえでセンターが担う重要な役割である。</p>	<p>(2) 学校の管理下における児童生徒等の災害につき、災害共済給付を行うとともに、児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うことによって、児童生徒等の健康の保持増進を図ること。</p> <p>I 中期目標の期間 (略)</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 スポーツ施設の運営・提供 設置するスポーツ施設を、利用する競技者や観客等に快適かつ安全に提供することは、スポーツの振興を図っていくうえでセンターが担う重要な役割である。</p>

<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更後＞</p>	<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更前＞</p>
<p>スポーツ施設を高水準の施設として維持するため、センターが長年蓄積してきたスポーツターフ等の維持管理に関するノウハウを生かし、良好な状態での施設の運営に努める必要がある。</p> <p>(1) 次の施設については、トップアスリート等の活動の場及び広く国民の「みるスポーツの場」として、高水準な施設条件の維持に努め、中期目標期間の平均でそれぞれ次の施設稼働日数以上を確保する。</p> <p style="color: red;">(削除)</p> <p>(国立霞ヶ丘競技場)</p> <p style="color: red;">(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラグビー場 74日／年 <p>(国立代々木競技場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一体育館 265日／年 ・第二体育館 292日／年 <p>(2) (略)</p> <p>2 国際競技力向上のための研究・支援等</p> <p>スポーツ基本計画等に基づく、政策目標の達成に向けて、我が国の国際競技力向上を図るため、JISSにおいては、研究・支援事業を推進するとともに、NTCにおいては、JISSと連携し、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニングを行えるよう、高度なトレーニング環境の提供を行う。</p>	<p>スポーツ施設を高水準の施設として維持するため、センターが長年蓄積してきたスポーツターフ等の維持管理に関するノウハウを生かし、良好な状態での施設の運営に努める必要がある。</p> <p>(1) 次の施設については、トップアスリート等の活動の場及び広く国民の「みるスポーツの場」として、高水準な施設条件の維持に努め、中期目標期間の平均でそれぞれ次の施設稼働日数以上を確保する。</p> <p><u>ただし、国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場）については、今後、施設整備により長期間稼働を休止することを踏まえ、平成25年度限りの稼働日数とし、埋蔵文化財試掘調査の実施結果によっては、平成25年度の稼働日数も減少する可能性がある。</u></p> <p>(国立霞ヶ丘競技場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技場 177日／年 ・ラグビー場 74日／年 <p>(国立代々木競技場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一体育館 265日／年 ・第二体育館 292日／年 <p>(2) (略)</p> <p>2 国際競技力向上のための研究・支援等</p> <p>スポーツ基本計画等に基づく、政策目標の達成に向けて、我が国の国際競技力向上を図るため、JISSにおいては、研究・支援事業を推進するとともに、NTCにおいては、JISSと連携し、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニングを行えるよう、高度なトレーニング環境の提供を行う。</p>

<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更後＞</p>	<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更前＞</p>
<p>実施に当たっては、次の措置を講じるとともに、他の強化・研究関係機関との相互の連携を進める。また、施設の利用主体である公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会との緊密な連携・協力を図るため、定期的に連絡調整の場を設けるとともに、利用者ニーズを把握するため、中央競技団体等に対するヒアリング等を実施し、効果的・効率的な事業の執行を図る。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>3 スポーツ振興のための助成</p> <p>スポーツ振興基金、スポーツ振興投票及び競技力向上事業等による助成の実施に当たっては、<u>（削除）</u>制度創設の趣旨及びスポーツ基本計画等の国の施策を踏まえ、安定的・計画的な助成に配慮しつつ、効果的な助成を行う。</p> <p>(A) 助成財源の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>スポーツ振興基金、スポーツ振興投票及び競技力向上事業等</u>の制度が国民に理解され、<u>（削除）</u>制度が広く社会に浸透するよう工夫を行う。</p> <p>スポーツ振興くじの販売に当たっては、青少年の健全育成に配慮する観点から、適切な販売が行われるよう、定期的な調査・販売員の研修等を行う。また、特に国際大会等の試合を対象としたくじの販売に当たっては、試合の指定や結果の確認等を適切に行う。</p>	<p>実施に当たっては、次の措置を講じるとともに、他の強化・研究関係機関との相互の連携を進める。また、施設の利用主体である公益財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連携・協力を図るため、定期的に連絡調整の場を設けるとともに、利用者ニーズを把握するため、中央競技団体等に対するヒアリング等を実施し、効果的・効率的な事業の執行を図る。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>3 スポーツ振興のための助成</p> <p>スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施に当たっては、<u>両</u>制度創設の趣旨及びスポーツ基本計画等の国の施策を踏まえ、安定的・計画的な助成に配慮しつつ、効果的な助成を行う。</p> <p>(A) 助成財源の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>スポーツ振興基金又は、スポーツ振興投票</u>の制度が国民に理解され、<u>両</u>制度が広く社会に浸透するよう工夫を行う。</p> <p>スポーツ振興くじの販売に当たっては、青少年の健全育成に配慮する観点から、適切な販売が行われるよう、定期的な調査・販売員の研修等を行う。また、特に国際大会等の試合を対象としたくじの販売に当たっては、試合の指定や結果の確認等を適切に行う。</p>

<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更後＞</p>	<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更前＞</p>
<p>(B) 透明性の確保等</p> <p>(1) 助成に係る要綱等により、基準を明確にするとともに、<u>スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票等による助成においては</u>、外部の有識者による配分に係る審査を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>また、競技力向上事業による助成においては、その達成状況を含めた評価等を配分に十分反映する旨文部科学省が示した方針等を踏まえ、効果的・効率的に配分を行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお</u>、審査委員会の審議・資料・議事録を公開するとともに、助成内容・交付先等についてホームページ等により公開し、透明性の確保を図る。</p> <p>(2) より効果的な助成を実施する観点から、<u>スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票等による助成においては</u>、助成による効果を具体的に検証し、審査等に活用するとともに、助成事業の成果指標を平成25年秋までに設定する。なお、その設定にあたっては、各助成事業の特色に十分留意するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>また、競技力向上事業による助成においては、その達成状況を含めた評価等を配分に十分反映する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、スポーツ振興基金、スポーツ振興投票及び競技力向上事業等による助成においては</u>、スポーツ団体等から提出される実績報告書等の内容の確認を適切に行えるよう、センターの専門的かつ十分な審査体制を整備するとともに、助成を受けた団体における対象事業の経理状況について、専門的かつ十分な体制を整備して調査を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">さらに、助成を受けた団体が対象事業の適正な執行を行えるよう、研修等を行う。</p>	<p>(B) 透明性の確保等</p> <p>(1) 助成に係る要綱等により、基準を明確にするとともに、<u>外部の有識者による配分に係る審査を行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(追加)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>また</u>、審査委員会の審議・資料・議事録を公開するとともに、助成内容・交付先等についてホームページ等により公開し、透明性の確保を図る。</p> <p>(2) より効果的な助成を実施する観点から、<u>助成による効果を具体的に検証し、審査等に活用するとともに、助成事業の成果指標を平成25年秋までに設定する。</u>なお、その設定にあたっては、各助成事業の特色に十分留意するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(追加)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>また</u>、スポーツ団体等から提出される実績報告書等の内容の確認を適切に行えるよう、センターの専門的かつ十分な審査体制を整備するとともに、助成を受けた団体における対象事業の経理状況について、専門的かつ十分な体制を整備して調査を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">さらに、助成を受けた団体が対象事業の適正な執行を行えるよう、研修等を行う。</p>

<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更後＞</p>	<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更前＞</p>
<p>(3) <u>（削除）</u> 助成事業の申請者の利便性を考慮し、対象となる各事業の内容や受付窓口等をホームページ等により公開する。</p> <p>4 スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務 (略)</p> <p>5 災害共済給付事業 (略)</p> <p>6 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供等 (略)</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 国民の理解促進及び業務の透明性の確保の観点から、ホームページ等における情報発信を行うとともに、多様な媒体を通じた広報活動を実施する。 <u>特に新国立競技場の整備を着実に推進するため、専門知識を持った広報担当が適時適切に情報の開示を行う体制を新たに整備する等、プロセスの透明化を図りつつ国民の理解を得る。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(3) <u>両</u>助成事業の申請者の利便性を考慮し、対象となる各事業の内容や受付窓口等をホームページ等により公開する。</p> <p>4 スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務 (略)</p> <p>5 災害共済給付事業 (略)</p> <p>6 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供等 (略)</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 国民の理解促進及び業務の透明性の確保の観点から、ホームページ等における情報発信を行うとともに、多様な媒体を通じた広報活動を実施する。 (追加)</p> <p>(6) (略)</p>

<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更後＞</p>	<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更前＞</p>
<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、次の措置を講ずること等により、効率化を図る。</p> <p>1 経費の抑制</p> <p>法人の行う業務について、次の具体的な措置を講ずることにより経費の抑制を図る。</p> <p>(1) 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費（スポーツ振興基金業務並びに新規に追加される業務、拡充業務及び廃止される業務分等に係る経費を除く。）の合計について、中期目標期間を通じて効率化を進めることとし、中期目標期間の最後の事業年度において平成24年度比6%以上の削減を図ることを目標とする。</p> <p><u>特に新国立競技場の整備等については、「新国立競技場の整備計画」及び新国立競技場整備事業の優先交渉権者から提出された技術提案書の内容を踏まえ、完成が大会に確実に間に合うよう着実に推進するとともに、事業費について適切なコストマネジメントを行い、計画を着実に実行する。</u></p> <p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。なお、給与水準については、国家公務員の水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況については公表する。</p> <p>(2) 業務のうち、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託を図る。</p> <p>また、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、次の措置を講ずること等により、効率化を図る。</p> <p>1 経費の抑制</p> <p>法人の行う業務について、次の具体的な措置を講ずることにより経費の抑制を図る。</p> <p>(1) 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費（スポーツ振興基金業務並びに新規に追加される業務、拡充業務及び廃止される業務分等に係る経費を除く。）の合計について、中期目標期間を通じて効率化を進めることとし、中期目標期間の最後の事業年度において平成24年度比6%以上の削減を図ることを目標とする。</p> <p>(追加)</p> <p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。なお、給与水準については、国家公務員の水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況については公表する。</p> <p>(2) 業務のうち、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託を図る。</p> <p>また、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。</p>

<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更後＞</p>	<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更前＞</p>
<p>さらに、入札及び契約の適正な実施については、監事による<u>監査を受けることはもとより、平成27年11月の会計検査院による指摘も踏まえ、契約等の手続について、適正な手続の徹底や相互牽制体制確立・内部監査強化等の再発防止策を講じるとともに、適正化の取組状況をホームページにより公表する。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 組織及び定員配置の見直し 業務執行が効果的・効率的に行えるよう、組織体制及び定員配置を見直す。 <u>特に新国立競技場の整備を着実に推進するため、適切な権限と責任を有するプロジェクト・マネージャーを配置し事業全体を統括させるとともに、これを支える外部専門人材を配置するなど必要な体制を整備する。</u></p> <p>3 内部統制の強化 内部統制については、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）を参考にしつつ、更に充実・強化を図るものとする。 なお、情報通信技術の活用にあたっては、セキュリティの確保を図るなど、<u>適正な運用を行うとともに、関係機関との連携強化、情報管理体制の強化など、情報管理の徹底を図る。</u> <u>また、新国立競技場の整備をはじめとする事業全体について、理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を実施するため、外部有識者が参加する運営点検会議を設置する。運営点検会議については、毎年度4回程度実施することとし、その結果を踏まえ、法人の業務運営及び内部統制の仕組みの見直しを行う。</u></p>	<p>さらに、入札及び契約の適正な実施については、監事による<u>監査を受けるとともに、適正化の取組状況をホームページにより公表する。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 組織及び定員配置の見直し 業務執行が効果的・効率的に行えるよう、組織体制及び定員配置を見直す。</p> <p>（追加）</p> <p>3 内部統制の強化 内部統制については、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）を参考にしつつ、更に充実・強化を図るものとする。 なお、情報通信技術の活用にあたっては、セキュリティの確保を図るなど、適正な運用を行う。</p> <p>（追加）</p>

<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更後＞</p>	<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更前＞</p>
<p>IV 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 長期的視野に立った施設整備・管理の実施</p> <p>施設の運営に当たっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、<u>新国立競技場等</u>の施設整備を推進する。</p> <p>また、利用者本位の立場から施設整備を進めることとし、障がい者等の利便性の向上を図るよう努める。</p> <p>さらに、管理運営においては、維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。</p> <p><u>新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」(※)に基づき、着実に推進する。また、「新国立競技場整備に係る財政負担について」に基づき、必要な財源を確保する。その際、「検証委員会報告」を踏まえて、必要な体制を整備する。</u></p> <p><u>「新国立競技場の整備計画」において「大会後は（中略）民間事業への移行を図る」とされており、今後の政府における検討に参画し、所要の対応を行う。</u></p> <p><u>(※)「新国立競技場の整備計画（抄）」</u></p> <p>3. 工期</p> <p><u>(1) 新国立競技場の完成が大会に確実に間に合うよう、工期の期限は、平成32年(2020年)4月末とする。</u></p> <p><u>また、国際オリンピック委員会(IOC)等の要請を踏まえ、同年1月末を工期短縮の目標とした技術提案を求め、工期を極力圧縮するものとする。</u></p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 長期的視野に立った施設整備・管理の実施</p> <p>施設の運営に当たっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、<u>国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場）等</u>の施設整備を推進する。</p> <p>また、利用者本位の立場から施設整備を進めることとし、障がい者等の利便性の向上を図るよう努める。</p> <p>さらに、管理運営においては、維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。</p> <p>(追加)</p>

<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更後＞</p>	<p style="text-align: center;">中期目標（第3期）（中長期目標） ＜変更前＞</p>
<p><u>4. コストの上限</u></p> <p><u>（1）新国立競技場のスタジアム本体及び周辺整備に係る工事費の合計額（施工前に先行実施する予定の関連工事を含む）は、上記2. 及び3. を前提として、1,550 億円以下とする。なお、賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会作成）第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に準ずるものとする。（2）上記（1）の工事費とは別途必要となる当該工事に係る設計・監理等の費用は、40億円以下とする。</u></p> <p>2 人事に関する事項</p> <p>総人件費の抑制に留意しつつ、質の高い業務運営を推進するため、研究・支援や施設運営等の多様な業務に必要な優れた人材の確保及び研修の実施等による資質向上を図る。</p> <p><u>特に新国立競技場の整備を着実に推進するため、適切な権限と責任を有するプロジェクト・マネージャーを配置し事業全体を統括させるとともに、これを支える外部専門人材を配置するなど必要な体制を整備する。</u></p>	<p>2 人事に関する事項</p> <p>総人件費の抑制に留意しつつ、質の高い業務運営を推進するため、研究・支援や施設運営等の多様な業務に必要な優れた人材の確保及び研修の実施等による資質向上を図る。</p> <p>(追加)</p>

独立行政法人日本芸術文化振興会の中期目標等 新旧対照表

(主務府省：文部科学省)

中期目標（第3期）（変更前）	中期目標（第3期）（変更後）
<p data-bbox="353 325 1075 399">独立行政法人日本芸術文化振興会の中期目標 平成25年2月28日</p> <p data-bbox="152 456 322 488">(序文) (略)</p> <p data-bbox="152 544 322 576">(前文) (略)</p> <p data-bbox="141 632 246 663">I (略)</p> <p data-bbox="141 719 999 751">II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する事項</p> <p data-bbox="165 762 517 794">1 文化芸術活動に対する援助</p> <p data-bbox="226 807 273 839">(略)</p> <p data-bbox="176 850 392 882">(1) 助成金の交付</p> <p data-bbox="226 895 273 927">(略)</p> <p data-bbox="250 938 1075 1145">なお、文化芸術への支援策をより効果的に機能させるため、<u>試行的に導入している</u>新たな審査・評価等の仕組みについては、検証を行い、その結果を踏まえて、より一層の審査・評価の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、文化庁と連携して、国際芸術交流支援事業の一元化を含む芸術文化振興のための助成事業の在り方を検討すること。</p> <p data-bbox="176 1201 423 1233">(2)、(3) (略)</p> <p data-bbox="165 1289 322 1321">2～4 (略)</p> <p data-bbox="136 1377 322 1409">III～V (略)</p>	<p data-bbox="1326 325 2047 399">独立行政法人日本芸術文化振興会の中期目標 平成25年2月28日 <u>(一部変更) 平成28年 月 日</u></p> <p data-bbox="1120 456 1290 488">(序文) (略)</p> <p data-bbox="1120 544 1290 576">(前文) (略)</p> <p data-bbox="1108 632 1214 663">I (略)</p> <p data-bbox="1108 719 1966 751">II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する事項</p> <p data-bbox="1133 762 1485 794">1 文化芸術活動に対する援助</p> <p data-bbox="1193 807 1240 839">(略)</p> <p data-bbox="1140 850 1355 882">(1) 助成金の交付</p> <p data-bbox="1193 895 1240 927">(略)</p> <p data-bbox="1218 938 2047 1193">なお、文化芸術への支援策をより効果的に機能させるため、<u>平成28年度から本格導入する</u>新たな審査・評価等の仕組みについては、<u>随時</u>検証を行い、その結果を踏まえて、より一層の審査・評価の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、文化庁と連携して、国際芸術交流支援事業の一元化を含む芸術文化振興のための助成事業の在り方を<u>現行中期目標期間中に</u>検討すること。</p> <p data-bbox="1140 1201 1386 1233">(2)、(3) (略)</p> <p data-bbox="1133 1289 1290 1321">2～4 (略)</p> <p data-bbox="1104 1377 1290 1409">III～V (略)</p>

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 中期目標（案）

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>(序文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人<u>大学評価・学位授与機構</u>が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p>	<p>(序文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人<u>国立大学財務・経営センター</u>（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p>	<p>(序文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人<u>大学改革支援・学位授与機構</u>が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p>
<p>(前文)</p> <p>独立行政法人<u>大学評価・学位授与機構</u>（以下「機構」という。）は、高等教育の発展に資する業務の公共的重要性にかんがみ、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、以下の業務を総合的に行うことにより、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の教育研究水準の向上を図るとともに、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目標とする。</p> <p>(1) 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について、評価を行い、その結果について、当該大学等及び設置者に提供し、並びに公表すること。</p>	<p>(前文)</p> <p><u>国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構</u>（以下「国立大学法人等」という。）の教育研究の発展を図るため、<u>運営費交付金、施設整備費、研究費などの財政支援を行うことや国立大学法人等の健全かつ安定的な運営を支援することは国の責務である。</u></p>	<p>(前文)</p> <p>独立行政法人<u>大学改革支援・学位授与機構</u>（以下「機構」という。）は、高等教育の発展に資する業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、以下の業務を総合的に行うことにより、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の教育研究水準の向上を図るとともに、<u>国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構</u>（以下「国立大学法人等」という。）の教育研究環境の整備充実を図り、併せて、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目標とする。</p> <p>(1) 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について、評価を行い、その結果について、当該大学等及び設置者に提供し、並びに公表すること。</p> <p>(2) <u>国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。</u></p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>(2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、学位を授与すること。</p> <p>(3) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(4) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。</p> <p>中期目標の期間において、機構は、我が国の認証評価制度全体の改善に資するために、国際的な動向等を踏まえた効果的・効率的な評価方法の開発等とその実証を通じた評価の改善サイクルの構築、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の提供等の取組を通じて、先導的役割を果たすことが求められる。</p>	<p>このため、センターは、国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の多様かつ安定的な財源確保を行う観点から、第 2 期中期目標期間に既存事業の徹底した見直しを行い、重点化を進めたことに伴い、より一層融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業</p>	<p>(3) 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、<u>土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行うこと。</u></p> <p>(4) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、学位を授与すること。</p> <p>(5) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(6) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。</p> <p>中期目標の期間において、機構は、我が国の認証評価制度全体の改善に資するために、国際的な動向等を踏まえた効果的・効率的な評価方法の開発等とその実証を通じた評価の改善サイクルの構築、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の提供等の取組を通じて、先導的役割を果たすことが求められる。</p> <p>また、機構は、<u>国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の多様かつ安定的な財源確保を行う観点から、貸付け及び交付等の融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務）と、これらに密接に関連する調査、分析、助言等を総合的に行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財</u></p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>また、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供することにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展に寄与していくことが求められる。</p> <p>さらに、グローバル社会に対応した大学等の国際化の促進が求められる中、我が国の高等教育の質保証機関として、機構の国際的な役割の重要性が高まっている。機構が、高等教育の質保証に関する調査研究や大学等における質保証の支援、国内外の質保証機関等との連携を通じた活動を推進し、我が国の高等教育の国際通用性の向上に資することを期待する。</p> <p>このような役割を果たすため、機構の中期目標は、以下のとおりとする。</p>	<p><u>務)に特化する。</u> センターが、これら貸付け及び交付等の融資等業務と、これらに密接に関連する調査、分析、助言等を総合的に行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。</p> <p><u>上記の役割を果たすため、センターの中期目標は、以下のとおりとする。</u></p>	<p><u>務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。</u></p> <p>さらに、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供することにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展に寄与していくことが求められる。</p> <p>併せて、グローバル社会に対応した大学等の国際化の促進が求められる中、我が国の高等教育の質保証機関として、機構の国際的な役割の重要性が高まっている。機構が、高等教育の質保証に関する調査研究や大学等における質保証の支援、国内外の質保証機関等との連携を通じた活動を推進し、我が国の高等教育の国際通用性の向上に資することを期待する。</p> <p>機構が、これまでの評価及び財務・経営情報に関する知見を活かしつつ、<u>教育研究活動の評価及び施設費貸付事業それぞれの質の向上を図るなど、法人統合の効果を十分に発揮し、このような役割を果たすことにより、大学等の教育研究活動面と経営面の改革を支援するため、機構の中期目標を以下のとおりとする。</u></p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>I 中期目標の期間</p> <p>機構の第3期の中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>I 中期目標の期間</p> <p><u>センターが実施する業務は、国立大学法人等の教育研究の振興に資することを目的としており、長期的視点に立って推進すべきものであることから、中期目標期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。</u></p>	<p>I 中期目標の期間</p> <p>機構の第3期の中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。</p>
<p>II 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定に向け</p>	<p>II 業務運営の効率化等に関する事項</p> <p>1 <u>国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人等及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施し得る機能的・効果的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的な執行を推進する。</u></p> <p><u>また、センターの行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。</u></p> <p>なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する事項</p> <p><u>運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員4名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。</u></p> <p><u>(1) 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</u></p> <p><u>また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</u></p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定に向け</p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>ては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p> <p>2 事務・事業の見直しに対応した組織の見直しを図る。</p> <p>3 「<u>独立行政法人改革等に関する基本的な方針</u>」(平成25年12月24日閣議決定)により、<u>独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。</u></p> <p>4 契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく<u>着実な取組みを実施することにより、適正化を推進する。</u></p> <p>5 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。</p> <p>6 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、内部統制の充実・強化を図る。</p>	<p>2 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。</p> <p>3 理事長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、内部統制の充実・強化を図る。</p> <p>4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財</p>	<p>ては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p> <p>(2) <u>国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等に伴う事務・事業の業務量の変動に対応して、組織の見直しを図る。</u></p> <p>(3) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「<u>独立行政法人改革等に関する基本的な方針</u>」(平成25年12月24日閣議決定)により決定された「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、<u>適正化を推進する。</u></p> <p>(4) 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、<u>必要に応じて情報システム環境の見直しを図る。</u></p> <p>(5) 機構長のリーダーシップの下、<u>新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、機構長をはじめとした関係職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図るなど適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図り、必要に応じて見直しを行う。</u></p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
	<p>務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。</p> <p>5 <u>運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、每事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、每事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</u></p> <p>6 <u>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。</u></p> <p>7 <u>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。</u></p>	
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>
<p>1 総合的事項</p> <p>(1) 機構の高等教育の発展に資するという業務の性格にかんがみ、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行う。</p>	<p><u>我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを</u></p>	<p>1 総合的事項</p> <p>(1) 機構の高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行うため、</p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>(2) 機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、P D C A (Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善)) サイクルを構築する。</p> <p>また、業務等に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。</p>	<p><u>基本とする。</u></p>	<p><u>会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。</u></p> <p>(2) 機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、P D C A (Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善)) サイクルを構築することを目的とし、<u>自己点検・評価委員会を年に3回以上開催する。</u></p> <p>また、<u>本中期目標期間中に業務等に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。</u></p>
<p>2 教育研究活動等の評価</p> <p>我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用して新たな評価方法の開発等を行い、その実証を通じて、継続的に評価の進化を図るためのサイクルを構築する。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供など、先導的役割に特化することとする。</p> <p>さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用し、評価を行う。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p>		<p>2 教育研究活動等の評価</p> <p>我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用して新たな評価方法の開発等を行い、その実証を通じて、継続的に評価の進化を図るためのサイクルを構築する。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供を図るため、<u>認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催する</u>など、先導的役割に特化することとする。</p> <p>さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用し、評価を行う。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等 現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。</p> <p>② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 大学又は高等専門学校の求めに応じて、その教育研究等の総合的状況に関する評価又は専門職大学院の教育研究活動の状況に係る評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究活動等の質を保証するとともに、その改善に資する。併せて評価結果を公表することにより当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるように支援・促進する。 なお、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、その数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。また、法科大学院に係る評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。</p> <p>(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価</p>		<p>① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等 現行の評価制度の枠組みによらない取組として、<u>毎年度</u>、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。</p> <p>② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 <u>毎年度</u>、大学又は高等専門学校の求めに応じて、その教育研究等の総合的状況に関する評価又は専門職大学院の教育研究活動の状況に係る評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究活動等の質を保証するとともに、その改善に資する。併せて当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、<u>毎年度</u>、<u>評価結果を公表する</u>。 なお、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、<u>本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する</u>。また、法科大学院に係る評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。</p> <p>(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価</p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施する。</p>		<p>文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人 <u>90 法人</u> の教育研究の状況についての評価を適切に実施する。</p>
	<p><u>1</u> 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p>国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、老朽化・狭隘化の解消や教育研究の進展への対応が求められており、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、<u>センター</u>において、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。</p>	<p><u>3</u> 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p><u>国立大学法人等の健全かつ安定的な運営のため、機構は、我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。</u></p> <p><u>国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、機構において、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。また、訪問調査を年に5回以上実施することにより、事業が適切に機能しているかを確認する。</u></p> <p><u>なお、事業の実施にあたっては、法令等を</u></p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
	<p>① 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に、大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。</p> <p>それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。</p> <p>② 施設費交付事業については、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。</p> <p>なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行う。</p>	<p><u>遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。</u></p> <p><u>(1) 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、毎年度、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に、大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。</u></p> <p><u>それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。</u></p> <p><u>(2) 施設費交付事業については、毎年度、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。</u></p> <p><u>なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行い、本中期目標期間中に一定の結論を得る。</u></p>
	<p><u>2 国から承継した財産等の処理</u></p> <p>① 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分</p>	<p><u>4 国から承継した財産等の処理</u></p> <p><u>(1) 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分</u></p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
	<p>については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。</p> <p>② 国立大学法人法附則第 12 条第 1 項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>	<p>については、<u>公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。</u></p> <p><u>(2) 国立大学法人法附則第 12 条第 1 項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</u></p>
<p><u>3</u> 学位授与</p> <p>我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。</p> <p>また、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね 5 割程度に下げることとする。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることとする。</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有して</p>		<p><u>5</u> 学位授与</p> <p>我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。<u>また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度 3 回開催する。</u>なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。</p> <p>また、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね 5 割程度に下げることとする。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることとする。</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 単位積み上げ型による学士の学位授与に</p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>いと認められる者に対して学士の学位を授与する。</p> <p>また、短期大学及び高等専門学校の特攻科の申し出に基づき、学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号に規定する文部科学大臣の定める学習として、特攻科の教育内容等が大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、機構が定める要件を満たすものについて認定することにより、当該特攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。</p> <p>機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科修了見込み者に対する審査については、学位の審査と授与を円滑に行うため、新たな審査方式を導入する。</p> <p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与</p> <p>学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定することにより、当該課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。</p>		<p>については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。</p> <p>また、短期大学及び高等専門学校の特攻科の申し出に基づき、学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号に規定する文部科学大臣の定める学習として、特攻科の教育内容等が大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、機構が定める要件を満たすものについて認定することにより、当該特攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。</p> <p>機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科修了見込み者に対する審査については、学位の審査と授与を円滑に行うため、新たな審査方式を導入する。</p> <p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与</p> <p>学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定することにより、当該課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。</p> <p>(3) 学位授与事業についての広報</p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>(3) 学位授与事業についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する学習者に対して有用な情報を提供するとともに、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資する。</p>		<p>単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する学習者に対して有用な情報を提供するとともに、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資する。</p>
<p><u>4</u> 質保証連携</p> <p>我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携し、大学等における質保証を支援する。また、国内外の質保証機関と連携し、我が国の評価制度全体の改善と高等教育への国際的な信頼性を高めるための活動を行う。 なお、これらの事業実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。</p> <p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組</p> <p>① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に役立てるとともに、機構が行う評価の改善・向上に活用するため、大学等の教育研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及び提供を行う。また、学習機会の多様化や生涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、各種の学習に関する情報及び学位授与状況等の情報の収集、整理、提供を行う。 これらの業務の一環として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。</p>		<p><u>6</u> 質保証連携</p> <p>我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携し、大学等における質保証を支援する。また、国内外の質保証機関と連携し、<u>研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善と高等教育への国際的な信頼性を高めるための活動を行う。</u> なお、これらの事業実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。</p> <p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組</p> <p>① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に役立てるとともに、機構が行う評価の改善・向上に活用するため、<u>諸外国の質保証の動向等についてウェブサイト等により情報提供を行うなど、大学等の教育研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及び提供を行う。この際、国際連携ウェブサイトの年間アクセス数を16万件以上を目指す。</u> また、学習機会の多様化や生涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、各種の学習に関する情報及び学位授与状況等の情報の収集、整理、提供を行う。</p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>大学ポートレートでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共有が図られるように努める。当該目標を達成するため、大学ポートレートへの大学の参加状況や利用者の利用状況等の把握・分析等を行い、その改善に取り組むものとする。</p> <p>② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、質保証に関わる人材の能力向上に資する活動を行う。</p> <p>(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組</p> <p>我が国の高等教育に係る国際的な信頼性を高めるため、国内外の質保証機関や評価機関等と連携し、国際的な質保証活動に参画するとともに、多様化する高等教育の質の向上及び質保証に資する活動を行う。</p>		<p>これらの業務の一環として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。大学ポートレートでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共有が図られるように努める。当該目標を達成するため、<u>毎年度</u>、大学ポートレートへの大学の参加状況や利用者の利用状況等の把握・分析等を行い、その改善に取り組むものとする。</p> <p>② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、<u>大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど</u>、質保証に関わる人材の能力向上に資する活動を行う。</p> <p>(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組</p> <p>我が国の高等教育に係る国際的な信頼性を高めるため、国内外の質保証機関や評価機関等と連携し、国際的な質保証活動に参画するとともに、多様化する高等教育の質の向上及び質保証に資する活動を行う。</p>
<p><u>5</u> 調査研究</p> <p>我が国の大学等の教育研究について、国際通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環境を整備するための調査研究を行い、その成果の活用・普及を図る。その際、認証評価に</p>		<p><u>7</u> 調査研究</p> <p>我が国の大学等の教育研究について、国際通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環境を整備するための調査研究を行い、<u>調査研究の成果を機構の事業に活用するとともに</u>、</p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定することとする。調査研究の実施に当たっては、社会的要請の高い課題に取り組み、具体的な目標設定を行って成果と実績を適切に評価する。なお、調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究</p> <p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究 我が国の大学等が質の確保及び教育研究活動等の社会への説明責任を果たすことを支援するため、国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する大学等の評価を実証的に検証する。</p> <p>② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 学位の質の確保及び多様な学習機会への社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与を実証的に検証する。</p> <p>③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究</p>		<p><u>シンポジウム及び研究会等を開催し、その成果の活用・普及を図る。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定することとする。調査研究の実施に当たっては、社会的要請の高い課題に取り組む。なお、調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。</u></p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究</p> <p><u>次の調査研究を行う。</u></p> <p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究 我が国の大学等が質の確保及び教育研究活動等の社会への説明責任を果たすことを支援するため、国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する大学等の評価を実証的に検証し、<u>本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果等を公表する。</u></p> <p>② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 学位の質の確保及び多様な学習機会への社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与を実証的に検証し、<u>本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。</u></p> <p>③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究</p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>高等教育の質保証に係る情報の活用、大学等における質保証システムの構築及び国際的な質保証と学位・単位の通用性に関する調査研究を行う。</p> <p>(2) 調査研究の成果の活用及び評価</p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結果を適切な手法を用いて分析して実証的研究の報告としてとりまとめ、事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供 我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、社会及び高等教育関係者へ提供し、調査研究の成果を普及させる。</p> <p>③ 調査研究の成果と実績の評価 調査研究の成果を学術論文として公表するほか、機構における事業実施の検証等の結果を高等教育関係者に報告することにより、調査研究の実績を適切に評価し、研究の質を確保する方策をとる。</p>		<p>高等教育の質保証に係る情報の活用、大学等における質保証システムの構築及び国際的な質保証と学位・単位の通用性に関する調査研究を行い、<u>本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。</u></p> <p>(2) 調査研究の成果の活用及び評価</p> <p><u>(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。</u></p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結果を適切な手法を用いて分析して実証的研究の報告としてとりまとめ、<u>評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。</u></p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供 我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、<u>シンポジウム及び研究会等の開催等により、毎年度、社会及び高等教育関係者へ提供し、調査研究の成果を普及させる。</u></p> <p>③ 調査研究の成果と実績の評価 調査研究の成果を学術論文として公表するほか、機構における事業実施の検証等の結果を高等教育関係者に報告することにより、調査研究の実績を適切に評価し、研究の質を確保する方策をとる。</p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。</p> <p>2 固定的経費の削減 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。 また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 <u>予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。</u></p> <p>2 <u>管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。</u> <u>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。</u> <u>なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</u></p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、<u>機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。</u> <u>また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</u></p> <p>2 固定的経費の削減 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。 また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>V その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>V その他業務運営に関する重要事項</p>

機 構	センター	新 機 構 (案)
1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。	国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。	1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 中長期目標 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

>

中 長 期 目 標 (変 更 後)	中 長 期 目 標 (変 更 前)	変更理由等
<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が 達成すべき業務運営に関する目標 (中長期目標) (案)</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日 <u>(平成 28 年 月 日変更指示)</u></p> <p>文 部 科 学 省 経 済 産 業 省 原 子 力 規 制 委 員 会</p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が 達成すべき業務運営に関する目標 (中長期目標) (案)</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日</p> <p>文 部 科 学 省 経 済 産 業 省 原 子 力 規 制 委 員 会</p>	

中 長 期 目 標 (変 更 後)	中 長 期 目 標 (変 更 前)	変更理由等
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>I～III (略)</p> <p>IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1～6 (略) <u>(削除)</u> <u>7. 産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動</u></p> <p>V. 業務運営の効率化に関する事項 1 (略) <u>(削除)</u></p> <p>VI、VII (略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>I～III (略)</p> <p>IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1～6 (略) <u>7. 核融合研究開発</u> <u>8. 産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動</u></p> <p>V. 業務運営の効率化に関する事項 1 (略) 2. 一部業務の分離、統合</p> <p>VI、VII (略)</p>	<p>移管統合に伴う 変更 (核融合につき 削除)</p>

中 長 期 目 標 (変 更 後)	中 長 期 目 標 (変 更 前)	変更理由等
<p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。</p> <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>原子力は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「エネルギー基本計画」（平成 26 年 4 月閣議決定。以下「エネルギー基本計画」という。）において、燃料投入量に対するエネルギー出力の大きさ、優れた安定供給性と効率性、運転コスト、温室効果ガスの排出等の観点から、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられており、化石燃料に乏しく、その大宗を海外からの輸入に頼らざるを得ない我が国にとって、エネルギー安全保障の観点から重要なエネルギー源の一つである。それと同時に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「東京電力福島第一原子力発電所事故」という。）をはじめとするあらゆる原子力に関する事故の再発の防止のための努力を続けていく必要がある。</p> <p>また、原子力は、エネルギー資源の確保のみならず地球規模の問題解決並びに放射線利用等による科学技術・学術・産業の発展に寄与するための重要な役割を担っており、その研究開発、安全規制、放射性廃棄物問題の解決等については、多大な資源や時間を必要とするため、国の役割が重要となってくる。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故のような深刻な原子力事故における廃炉・汚染水対策は、世界にも前例のない困難な事業であるため、国が前面に立って、取り組む必要がある。</p> <p>機構は、国立研究開発法人として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、自ら取り組むべき事項</p>	<p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。</p> <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>原子力は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「エネルギー基本計画」（平成 26 年 4 月閣議決定。以下「エネルギー基本計画」という。）において、燃料投入量に対するエネルギー出力の大きさ、優れた安定供給性と効率性、運転コスト、温室効果ガスの排出等の観点から、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられており、化石燃料に乏しく、その大宗を海外からの輸入に頼らざるを得ない我が国にとって、エネルギー安全保障の観点から重要なエネルギー源の一つである。それと同時に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「東京電力福島第一原子力発電所事故」という。）をはじめとするあらゆる原子力に関する事故の再発の防止のための努力を続けていく必要がある。</p> <p>また、原子力は、エネルギー資源の確保のみならず地球規模の問題解決並びに放射線利用等による科学技術・学術・産業の発展に寄与するための重要な役割を担っており、その研究開発、安全規制、放射性廃棄物問題の解決等については、多大な資源や時間を必要とするため、国の役割が重要となってくる。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故のような深刻な原子力事故における廃炉・汚染水対策は、世界にも前例のない困難な事業であるため、国が前面に立って、取り組む必要がある。</p> <p>機構は、国立研究開発法人として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、自ら取り組むべき事項</p>	

中長期目標（変更後）	中長期目標（変更前）	変更理由等
<p>に特化しつつ、以下のとおり、国の政策に基づき、原子力政策や科学技術政策に貢献する。</p> <p>国の原子力政策の基本である原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）において、機構は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びにこれらの成果の普及等を実施することとされており、我が国の原子力の技術基盤を支えることを期待されている。また、原子力利用に伴い確実に発生する使用済燃料の処理処分や、原子力施設の廃止措置等に係る技術開発等についても、原子力事業者として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、機構が必ず履行しなければならない業務である。さらに、機構は、エネルギー基本計画や「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月閣議決定。以下「第4期科学技術基本計画」という。）等の、国の原子力を含めたエネルギー政策及び科学技術政策などを踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所事故への対処、原子力の安全性向上、原子力基礎基盤研究の推進と人材の育成、高速炉の研究開発、核燃料サイクルに係る放射性廃棄物の処理処分等に関する研究開発等に取り組む必要がある。これらの研究開発の実施に当たっては、国立研究開発法人として、自らの研究開発成果の最大化に取り組むことはもとより、大学、産業界等との積極的な連携と協働を通じ、我が国全体の原子力科学技術分野における研究開発成果の最大化に貢献することが重要である。あわせて、機構は、原子力規制委員会が策定する「原子力規制委員会における安全研究について」等に基づき、原子力安全規制の的確な実施に必要な技術的支援を行うための中核的な役割を担う必要がある。</p> <p>その上で、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を含め、原子力利用先進国として、特に、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を通じて得られる技術や知見について、世界と共有し、各国の原子力施設における安全性の向上や防災機能の強化をはじめ、安全や核セキュリティ分野での貢献を行う。</p>	<p>に特化しつつ、以下のとおり、国の政策に基づき、原子力政策や科学技術政策に貢献する。</p> <p>国の原子力政策の基本である原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）において、機構は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びにこれらの成果の普及等を実施することとされており、我が国の原子力の技術基盤を支えることを期待されている。また、原子力利用に伴い確実に発生する使用済燃料の処理処分や、原子力施設の廃止措置等に係る技術開発等についても、原子力事業者として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、機構が必ず履行しなければならない業務である。さらに、機構は、エネルギー基本計画や「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月閣議決定。以下「第4期科学技術基本計画」という。）等の、国の原子力を含めたエネルギー政策及び科学技術政策などを踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所事故への対処、原子力の安全性向上、原子力基礎基盤研究の推進と人材の育成、高速炉の研究開発、核燃料サイクルに係る放射性廃棄物の処理処分等に関する研究開発等に取り組む必要がある。これらの研究開発の実施に当たっては、国立研究開発法人として、自らの研究開発成果の最大化に取り組むことはもとより、大学、産業界等との積極的な連携と協働を通じ、我が国全体の原子力科学技術分野における研究開発成果の最大化に貢献することが重要である。あわせて、機構は、原子力規制委員会が策定する「原子力規制委員会における安全研究について」等に基づき、原子力安全規制の的確な実施に必要な技術的支援を行うための中核的な役割を担う必要がある。</p> <p>その上で、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を含め、原子力利用先進国として、特に、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を通じて得られる技術や知見について、世界と共有し、各国の原子力施設における安全性の向上や防災機能の強化をはじめ、安全や核セキュリティ分野での貢献を行う。</p>	

中長期目標（変更後）	中長期目標（変更前）	変更理由等
<p>また、機構は、高速増殖原型炉「もんじゅ」（以下「もんじゅ」という。）の保守管理上の不備及び大強度陽子加速器施設（J-PARC）での放射性物質漏えい事故に端を発し、機構の組織体制・業務を抜本的に見直すために策定された「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」（平成25年8月文部科学省日本原子力研究開発機構改革本部）（以下「改革の基本的方向」という。）を踏まえ、安全を最優先とし、社会の信頼を得つつその業務を行うとともに、上述の分野の取組への重点化を進める。<u>この一環として、また、量子科学研究に関する総合的な研究開発の親和性・発展性の観点から、核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一部を機構から分離し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所へ統合することとした（平成28年4月より、新たに国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構として業務開始）。分離された研究開発業務の実施に支障を来すことのないよう、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構との密接な相互連携協力を図る。</u>さらに、保有する施設を安全かつ安定的に稼働するため新規制基準への対応を計画的かつ適切に進める。</p> <p>上記を踏まえ、機構の新しい中長期目標を策定する。</p> <p>II～III （略）</p> <p>IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項（略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4. 原子力の基礎基盤研究と人材育成（略）</p>	<p>また、機構は、高速増殖原型炉「もんじゅ」（以下「もんじゅ」という。）の保守管理上の不備及び大強度陽子加速器施設（J-PARC）での放射性物質漏えい事故に端を発し、機構の組織体制・業務を抜本的に見直すために策定された「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」（平成25年8月文部科学省日本原子力研究開発機構改革本部）（以下「改革の基本的方向」という。）を踏まえ、安全を最優先とし、社会の信頼を得つつその業務を行うとともに、上述の分野の取組への重点化を進める。</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>さらに、保有する施設を安全かつ安定的に稼働するため新規制基準への対応を計画的かつ適切に進める。</p> <p>上記を踏まえ、機構の新しい中長期目標を策定する。</p> <p>II～III （略）</p> <p>IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項（略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4. 原子力の基礎基盤研究と人材育成（略）</p>	<p>移管統合に伴う変更 （統合後の相互連携を追記）</p>

中長期目標（変更後）	中長期目標（変更前）	変更理由等
<p>(1) 原子力を支える基礎基盤研究、先端原子力科学研究<u>及び中性子利用研究等</u>の推進</p> <p>改革の基本的方向を踏まえ、国際的な技術動向、社会ニーズ等を勘案しつつ重点化し、原子力の基礎基盤研究を推進する。特に、先端基礎科学研究においては、原子力科学の発展に直結するテーマに厳選する。<u>また、中性子利用や放射光利用による原子力科学、原子力を支える物質・材料科学等に関わる研究を推進する。</u></p> <p>具体的には、核工学・炉工学、燃料・材料工学、原子力化学、環境・放射線科学及び計算科学技術について、産学官の要請等を踏まえ、今後の原子力利用において重要なテーマについて研究開発を行う。また、核物理・核化学を中心としたアクチノイド先端基礎科学及び原子力先端材料科学研究分野において、原子力分野における黎明的な研究テーマに厳選し、既存の知識の枠を超えた新たな知見を獲得するため、世界最先端の先導的基礎研究を実施する。<u>さらに、J-PARCやJRR-3等を活用し、中性子施設・装置等の高度化に関わる技術開発を進めるとともに、中性子や放射光を利用した原子力科学、原子力を支える物質・材料科学に関わる先端的研究を行う。</u></p> <p>これらの取組により、研究開発の現場や産業界等における原子力利用を支える基盤的技術の向上や共通的知的財産・技術を蓄積するとともに、新たな原子力利用を切り開く技術及び原子力科学の発展に先鞭をつける学術的・技術的に極めて強いインパクトを持った世界最先端の原子力科学研究成果を創出する。また、<u>中性子利用研究等により、幅広い科学技術・学術分野における革新的成果・シーズを創出する。さらに、産学官との共同作業により、それらの産業利用に向けた成果活用に取り組む。</u></p> <p>なお、研究開発の実施に当たっては、目標期間半ばに研究の進捗や方向性について外部専門家による中間評価を受けて、適切に取組に反映させる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 原子力を支える基礎基盤研究<u>及び</u>先端原子力科学研究の推進</p> <p>改革の基本的方向を踏まえ、国際的な技術動向、社会ニーズ等を勘案しつつ重点化し、原子力の基礎基盤研究を推進する。特に、先端基礎科学研究においては、原子力科学の発展に直結するテーマに厳選する。</p> <p>具体的には、核工学・炉工学、燃料・材料工学、原子力化学、環境・放射線科学及び計算科学技術について、産学官の要請等を踏まえ、今後の原子力利用において重要なテーマについて研究開発を行う。また、核物理・核化学を中心としたアクチノイド先端基礎科学及び原子力先端材料科学研究分野において、原子力分野における黎明的な研究テーマに厳選し、既存の知識の枠を超えた新たな知見を獲得するため、世界最先端の先導的基礎研究を実施する。</p> <p><u>(新設) 4. (3)から一部を移動</u></p> <p>これらの取組により、研究開発の現場や産業界等における原子力利用を支える基盤的技術の向上や共通的知的財産・技術を蓄積するとともに、新たな原子力利用を切り開く技術及び原子力科学の発展に先鞭をつける学術的・技術的に極めて強いインパクトを持った世界最先端の原子力科学研究成果を創出する。また、産学官との共同作業により、それらの産業利用に向けた成果活用に取り組む。</p> <p>なお、研究開発の実施に当たっては、目標期間半ばに研究の進捗や方向性について外部専門家による中間評価を受けて、適切に取組に反映させる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>移管統合に伴う変更 （原子力利用に資する部分を集約）</p>

中 長 期 目 標 (変 更 後)	中 長 期 目 標 (変 更 前)	変更理由等
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(移動)</u> 4. (1)に一部を移動</p> <p><u>(3)</u> 特定先端大型研究施設の共用の促進 (略)</p> <p><u>(4)</u> 原子力人材の育成と共用施設の利用促進 (略)</p> <p>5、6 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(3)</u> 量子ビーム応用研究 第4期科学技術基本計画等に基づき、科学技術イノベーションの創出を促し、科学技術・学術、及び産業の振興に貢献する。 具体的には、J-PARC や JRR-3 等を活用し、中性子施設・装置等の高度化に関わる技術開発を進めるとともに、中性子等を利用した原子力科学、物質・材料科学、生命科学等に関わる先端的研究を行う。また、これらの分野における成果の創出を促進するため、荷電粒子、光量子等の量子ビームの発生・制御・利用に係る最先端技術を開発するとともに量子ビームの優れた機能を総合的に活用した先導的研究を行う。 これらにより、幅広い科学技術・学術分野において革新的成果・シーズを創出し、産学官の連携等により、社会への広範な普及を進める。 各研究開発課題については、課題ごとに達成目標及び時期を明確にし、目標期間半ばに外部専門家による中間評価を受け、その結果を取組に反映させる。</p> <p><u>(4)</u> 特定先端大型研究施設の共用の促進 (略)</p> <p><u>(5)</u> 原子力人材の育成と共用施設の利用促進 (略)</p> <p>5、6 (略)</p> <p><u>7. 核融合研究開発</u> 「第三段階核融合研究開発基本計画」(平成4年6月原子力委員会)、「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合</p>	<p>移管統合に伴う変更 (原子力利用に資する部分(黄色塗り)は移動し、他は削除)</p> <p>移管統合に伴う変更</p>

中 長 期 目 標 (変 更 後)	中 長 期 目 標 (変 更 前)	変更理由等
	<p><u>エネルギー機構の設立に関する協定</u>」(平成19年10月発効。以下「ITER協定」という。)、<u>「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定</u>」(平成19年6月発効。以下「BA協定」という。)等に基づき、<u>核融合研究開発を総合的に推進し、核融合エネルギーの実用化に向けた国際共同研究を行う。「ITER(国際熱核融合実験炉)計画」(以下「ITER計画」という。)及び「核融合エネルギー研究分野における幅広いアプローチ活動」(以下「BA活動」という。)を国際約束に基づき、着実に実施しつつ、実験炉ITERを活用した研究開発、JT-60SAを活用した先進プラズマ研究開発、BA活動で整備した施設を活用・拡充した理工学研究開発へ事業を展開することで、核融合エネルギーの科学的・技術的実現可能性の実証及び原型炉建設判断に必要な技術基盤構築を進める。</u></p> <p><u>大学、研究機関、産業界などの意見や知識を集約してITER計画及びBA活動に取り組むことを通じて、国内連携・協力を推進することにより、国内核融合研究との成果の相互還流を進め、核融合エネルギーの実用化に向けた研究・技術開発を促進する。</u></p> <p><u>(1) ITER計画の推進</u></p> <p><u>ITER協定の下、国際的に合意した事業計画に基づき、国内機関としての業務を着実に実施するとともに、実験炉ITERを活用した研究開発をオールジャパン体制で実施するための準備を進める。</u></p> <p><u>(2) 幅広いアプローチ活動を活用して進める先進プラズマ研究開発</u></p> <p><u>BA協定の下、国際的に合意した事業計画に基づき、サテライト・トカマク計画事業を実施機関として着実に実施するとともに、国際約束履行に不可欠なトカマク国内重点化装置計画を推進し、両計画の合同計画であるJT-60SA計画を進め運転を開始する。ITER計画を支援・補完し原型炉建設判断に必要な技術基盤を構築するため、JT-60SAを活用した先進プラズマ研究開発へ展開する。</u></p>	<p>(核融合につき削除)</p>

中 長 期 目 標 (変 更 後)	中 長 期 目 標 (変 更 前)	変更理由等
<p>7. <u>産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動</u> (略)</p> <p>V. 業務運営の効率化に関する事項 1. (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>VI (略)</p> <p>VII. その他業務運営に関する重要事項</p>	<p><u>さらに、国際的に研究開発を主導できる人材育成に取り組む。</u></p> <p><u>(3)幅広いアプローチ活動等による核融合理工学研究開発</u> <u>BA 協定の下、国際的に合意した事業計画に基づき、BA 活動として進める国際核融合エネルギー研究センター事業等を実施機関として着実に推進するとともに、原型炉建設判断に必要な技術基盤構築に向けて、推進体制の構築及び人材の育成を進めつつ、BA 活動で整備した施設を活用・拡充し、技術の蓄積を行う。</u></p> <p>8. <u>産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動</u> (略)</p> <p>V. 業務運営の効率化に関する事項 1. (略)</p> <p><u>2. 一部業務の分離、統合</u> <u>改革の基本的方向を踏まえ、量子科学研究に関する総合的な研究開発の親和性・発展性の観点から、核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一部を機構から分離し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所へ統合するための具体的な工程等について、分離される研究開発業務の実施に支障を来すことのないよう、分離後の相互連携の在り方等に配慮しつつ、早期に策定し、円滑に実行する。</u></p> <p>VI、VII (略)</p> <p>VII. その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>移管統合に伴う変更 (移管・統合作業の完了により削除)</p>

中長期目標（変更後）	中長期目標（変更前）	変更理由等
<p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 内部統制の強化</p> <p>適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するために、コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部<u>規程</u>整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、整備状況やこれらが有効に機能していること等について定期的に内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能・体制を強化する。研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全性の観点から、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化する。また、万が一研究不正が発生した際の対応のための体制を強化する。</p> <p>また、「独立行政法人の業務の<u>適正</u>を確保するための体制等の整備」（平成26年11月総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進めることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2、3、4 (略)</p>	<p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 内部統制の強化</p> <p>適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するために、コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部<u>規定</u>整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、整備状況やこれらが有効に機能していること等について定期的に内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能・体制を強化する。研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全性の観点から、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化する。また、万が一研究不正が発生した際の対応のための体制を強化する。</p> <p>また、「独立行政法人の業務の<u>適性</u>を確保するための体制等の整備」（平成26年11月総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進めることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2、3、4 (略)</p>	<p>所要の見直し</p> <p>所要の見直し</p>

○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 第3期中期目標 新旧対照表

(下線部が改正箇所)

改 正 案	現 行
独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標	独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標
<p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p>平成 25 年 3 月 1 日 平成 27 年 9 月 14 日 変更指示 平成 27 年 11 月 10 日 変更指示 <u>平成〇〇年〇〇月〇〇日 変更指示</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p>	<p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p>平成 25 年 3 月 1 日 平成 27 年 9 月 14 日 変更指示 平成 27 年 11 月 10 日 変更指示</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p>
第 1 中期目標の期間 (略)	第 1 中期目標の期間 (略)
第 2 業務運営の効率化に関する事項 (略)	第 2 業務運営の効率化に関する事項 (略)
第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 3 号の国民に対して提供するサービス	第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 3 号の国民に対して提供するサービス

その他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

I 退職金共済事業

1 確実な退職金支給のための取組

機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。

(1) 一般の中小企業退職金共済事業

① 今後の確実な支給に向けた取組

未請求退職金の発生防止の観点から、

- ・ 加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること
- ・ 「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所把握を徹底すること
- ・ 「被共済者退職届」並びに住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、退職後3か月及びその後一定期間経過後に退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成29年度）までに、1%程度とすること。

② 既に退職後5年を超えた未請求者に対する取組

既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金について

その他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

I 退職金共済事業

1 確実な退職金支給のための取組

機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。

(1) 一般の中小企業退職金共済事業

① 今後の確実な支給に向けた取組

未請求退職金の発生防止の観点から、

- ・ 加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること
- ・ 「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所把握を徹底すること
- ・ 「被共済者退職届」により把握した住所情報を活用し、退職後3か月及びその後一定期間経過後に退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成29年度）までに、1%程度とすること。

② 既に退職後5年を超えた未請求者に対する取組

既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金について

は、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。

③ 加入者への周知広報

引き続き、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。

(2) 特定業種退職金共済事業

① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組

- ・ 加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底すること。
- ・ 上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去3年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。
- ・ 上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。
- ・ 効率的な請求勧奨等を実施できるよう、被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握すること。
- ・ 長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長

は、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。

③ 加入者への周知広報

引き続き、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。

(2) 特定業種退職金共済事業

① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組

- ・ 加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底すること。
- ・ 上記により把握した住所情報を活用し、過去3年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。
- ・ 上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。
- ・ 効率的な請求勧奨等を実施できるよう、被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握すること。
- ・ 長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長

期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。

- ・ 引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。

② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組

- ・ 共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から 100 億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。

③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組

- ・ 加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底することにより、住所把握を進めること。
- ・ 上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去 3 年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。
- ・ 上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。
- ・ 長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うとい

期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。

- ・ 引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。

② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組

- ・ 共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から 100 億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。

③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組

- ・ 加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底することにより、住所把握を進めること。
- ・ 上記により把握した住所情報を活用し、過去 3 年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。
- ・ 上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。
- ・ 長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うとい

う観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。

- ・ 引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。

(以下略)

第4 財務内容の改善に関する事項 (略)

第5 その他業務運営に関する重要事項 (略)

う観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。

- ・ 引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。

(以下略)

第4 財務内容の改善に関する事項 (略)

第5 その他業務運営に関する重要事項 (略)